

**平成 18 年度
全国統一品質管理監査
結果の概要**

平成 19 年 3 月

全国生コンクリート品質管理監査会議

(URL : <http://www.HINKANKAIGI.jp>)

1. 監査結果の概要

平成 18 年度の監査実施工場数 3,182 工場。

総括的事項，個別的事項及び望ましい事項に係る主な監査項目を A 及び a 評価(満足できる)したものの割合を達成率として [図 - 3 ~ 図 - 5](#) に，実地調査に係る監査項目の監査結果を [図 - 6 ~ 図 - 9](#) に示します。

2. 合格証の発行状況

平成 18 年度の合格証は，前年の監査結果に基づいて適合判定基準に適合している 3,205 工場に交付されました。

3. 査察の実施及び結果

合格証は，前年の監査結果に基づいて翌 1 年間の品質を保証する意味で交付されていますが，当該年の品質を確認するためにその年の途中で行う検査を査察といい，「合格証を交付された工場に対する査察要領」に基づいて実施しています。平成 18 年度の査察の結果は，[表 - 11](#) の通りです。

4. 適マークの発行状況

平成 18 年度の適マークは，平成 17 年度全国統一品質管理監査の実績に基づいて 46 地区会議から使用承認申請があり，3,205 工場に適マ - クの使用を承認した。

適マークは，合格証を交付された工場に対して全国会議が発行する全国共通の識別標識です。

適マークは，外形 30mm の円形で，マークの上部中央に該当年度を表示し，色によって年度を識別しています。平成 12 年度及び 13 年度はグリーン，平成 14 年度はワインレッド，平成 15 年度はスカイブルー，平成 16 年度はオレンジ，平成 17 年度はヴァイオレット，平成 18 年度はライトグリーンの適マークを使用しています。

一般には，工場が発行する配合報告書等の文書に貼付されています。

5. 監査制度の有効性評価結果

平成 12 年度から監査制度の有効性に関する評価，即ち監査制度が有効に機能し，期待する効果が得られているかどうかについて毎年調査しています。

平成 18 年度の有効性評価結果は以下の通りです。

(1) 監査基準の達成度の評価

その他の事項 1 項目を除いた 122 項目の監査基準達成度(A 評価された割合)を総括的事

項，個別的事項，望ましい事項及び実地調査のそれぞれについて求め，評価基準と比較して，○，△，×で評価した結果を表 - 12 に示します。

(2) 顧客の評価(顧客に対するアンケート調査結果より)

建設業界を対象にして全国の建設会社 508 社の購買担当部門に対して「生コンの品質管理監査制度」に関するアンケート調査を実施した結果を図 - 10 に示します。

(3) 生産者の評価(生産者に対するアンケート調査結果より)

監査制度に対する生産者の自己評価結果を図 - 11 に示します。調査は各地区会議で少なくとも 20 工場に対してアンケート調査表を配布し，全国で 766 工場から回答をいただきました。調査表への記入は無記名とし，記入者は経営者又は工業標準化品質管理推進責任者(IQC)の方としています。

(4) 非工業組合員の組合加入割合からみた評価

平成 11 年度は 22 工場，平成 12 年度は 37 工場，平成 13 年度は 37 工場，平成 14 年度は 153 工場，平成 15 年度は 79 工場，平成 16 年度は 18 工場，平成 17 年度は 42 工場，平成 18 年度は 22 工場が新たに工業組合に加入しました。新規加入のすべての要因が品質管理監査にあるとはいえませんが，その多くは監査制度に関係していると思われます。

(5) 学会・発注官庁などの評価

日本建築学会の平成 10 年度版「コンクリートの品質管理指針・同解説」に“全国統一品質管理監査制度に合格した工場を選定することが望ましい”と解説で記述されたのを皮切りに，土木学会の 2001 年度版「コンクリート標準示方書 - 施工編 -」の解説では“レディーミクストコンクリート工場の選定にあたっては，この監査に合格し，適マークを取得した工場から選定する必要がある”と，日本建築学会の「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」の解説では“この監査において合格した工場には「適マーク」の表示を許可しているので，工場の選定に際して参考にするとよい”と記述されました。

国土交通省においては，2003 年版「土木工事共通仕様書」，「港湾工事共通仕様書 平成 16 年版」では，“請負者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合には，……配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する”と，大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針 平成 16 年版」では，“産・官・学で構成された「全国生コンクリート品質管理監査会議」が策定した「全国統一品質管理監査基準」に基づき「地区品質管理監査会議」が工場立入監査を行っているので，品質確保の確認には，その結果を参考にするとよい”と

記述されました。

農林水産省においても平成 17 年 3 月改正の「土木工事共通仕様書」に国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が記述されました。

上記を受け、多くの地方公共団体においても土木工事共通仕様書に国土交通省「土木工事共通仕様書」と同様な文言が明記され、全国統一品質管理監査の合格工場や適マーク使用承認工場を選定条件にする記述が増えています

JR 東日本の「工事標準仕様書」においても“ JIS 表示認定工場で、かつ、品質管理監査合格工場から選定する ” と記述されました。また、(社)日本土木工業協会、(社)建築業協会、(社)全国建設業協会の「建設工事における生コンの品質確保について」においても“ 生コン工場は、原則として、JIS 表示認定工場、適マーク取得工場から選定する ” ことが明記されました。

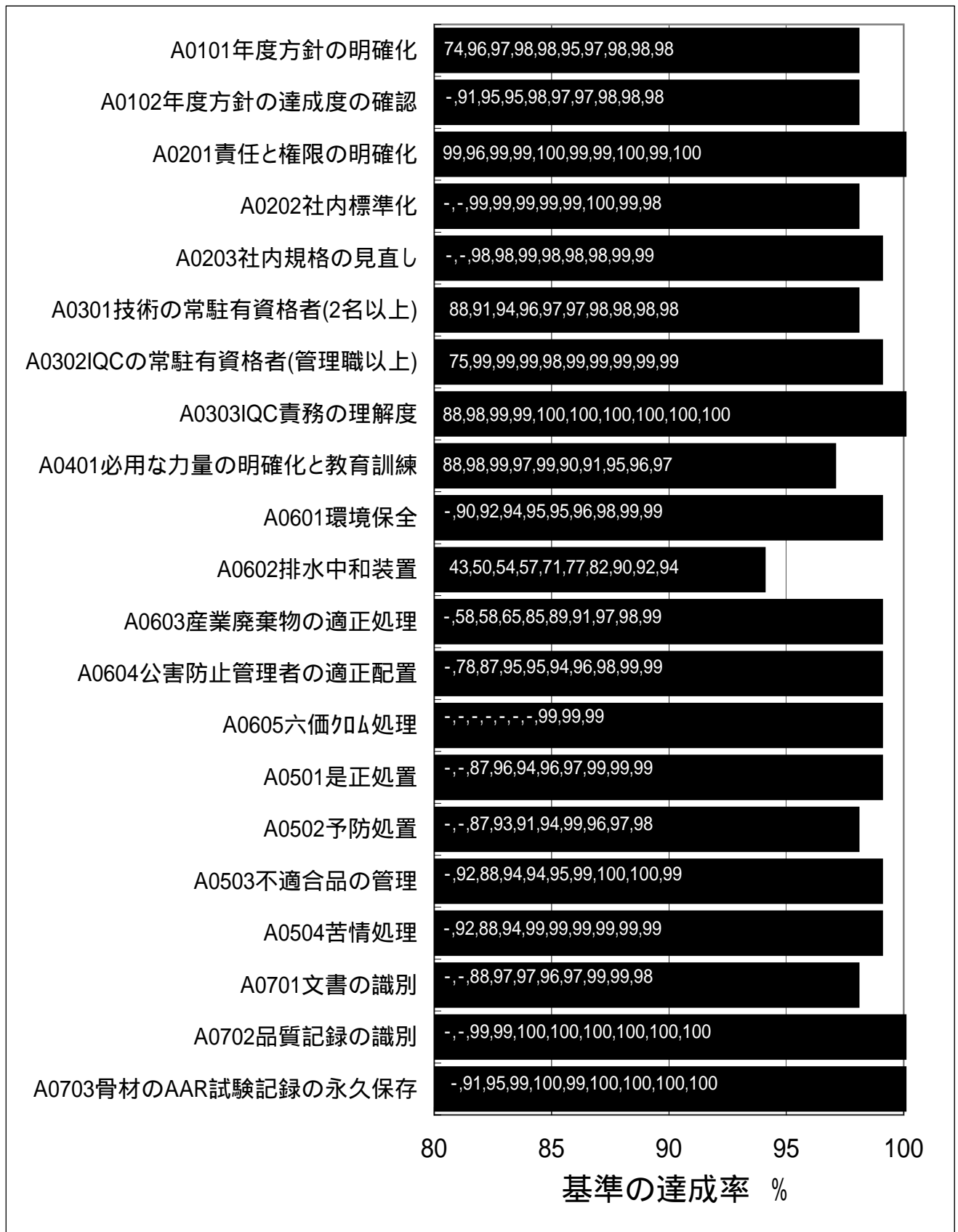


図-3 総括的事項(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度及び18年度の実績を示す



図-4 個別的事項-1(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度及び18年度の実績を示す



図-4 個別的事項-2(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度及び18年度の実績を示す



図-4 個別的事項-3(A評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度及び18年度の実績を示す

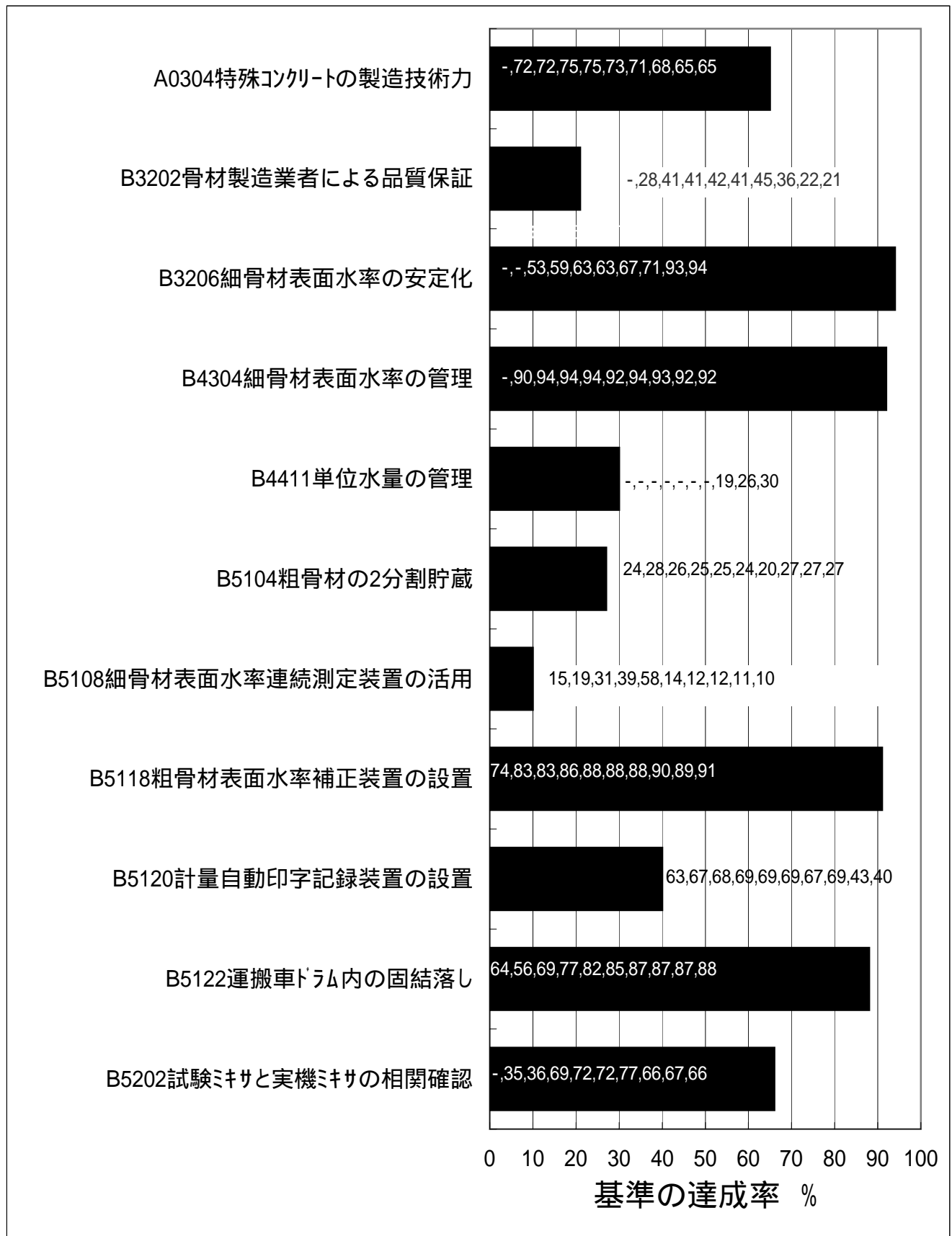


図-5 望ましい事項(a評価の割合)

棒グラフ中の数字は平成9年度,10年度,11年度,12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度及び18年度の実績を示す

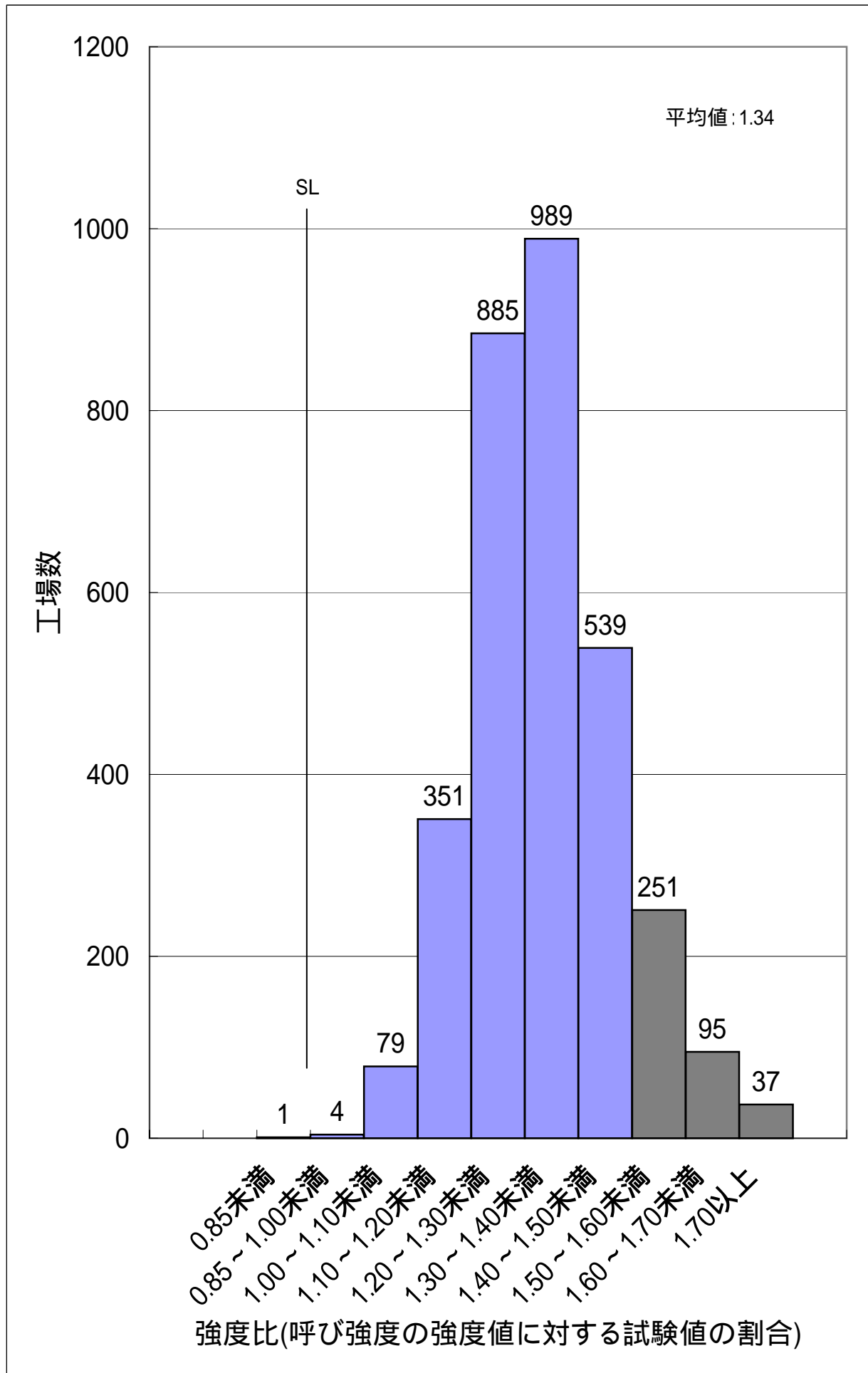


図-6 平成18年度圧縮強度の適合性 N=3,231
 注)黒い部分は過剰強度

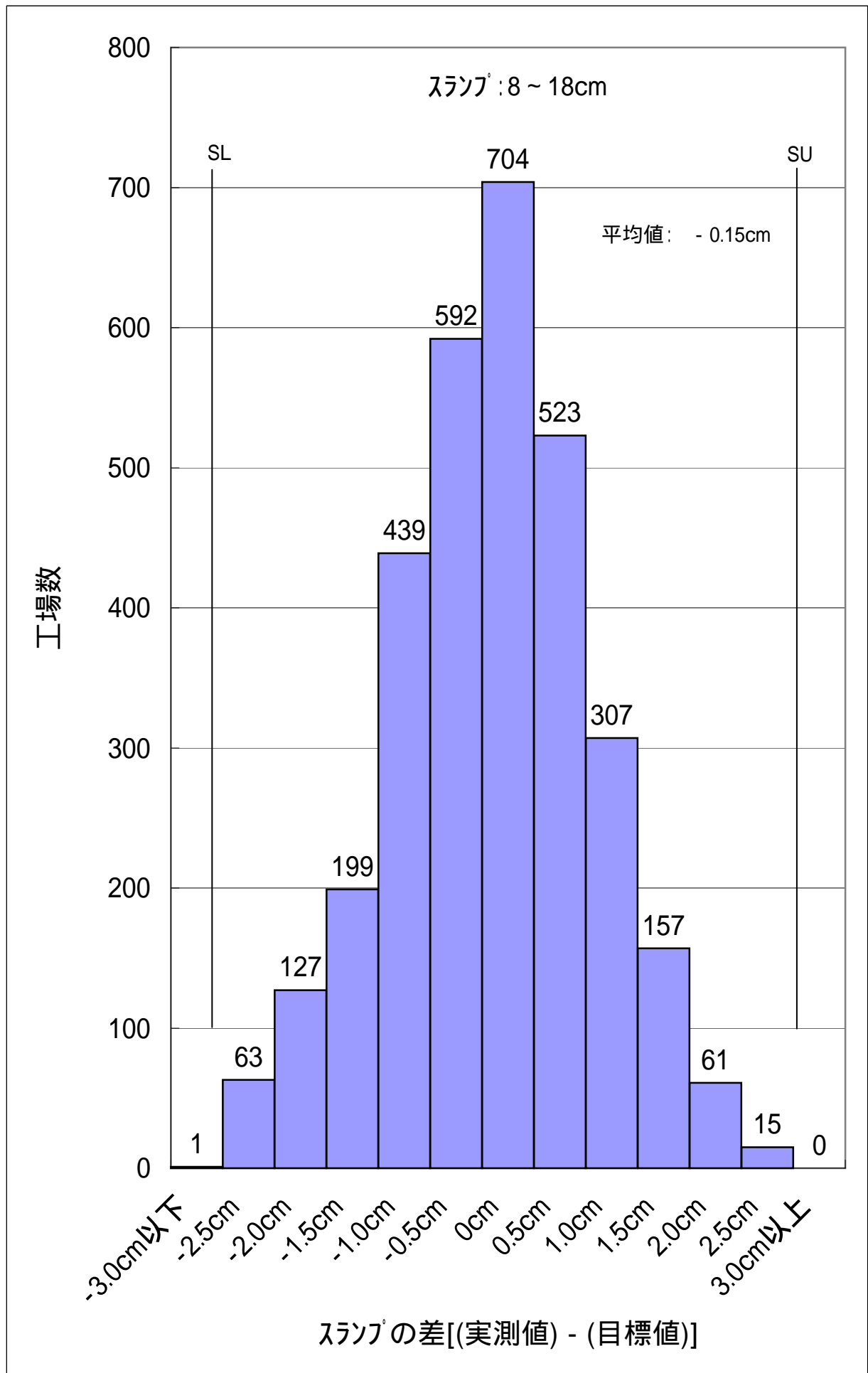


図-7 平成18年度スラブの適合性(実地調査) N=3,188

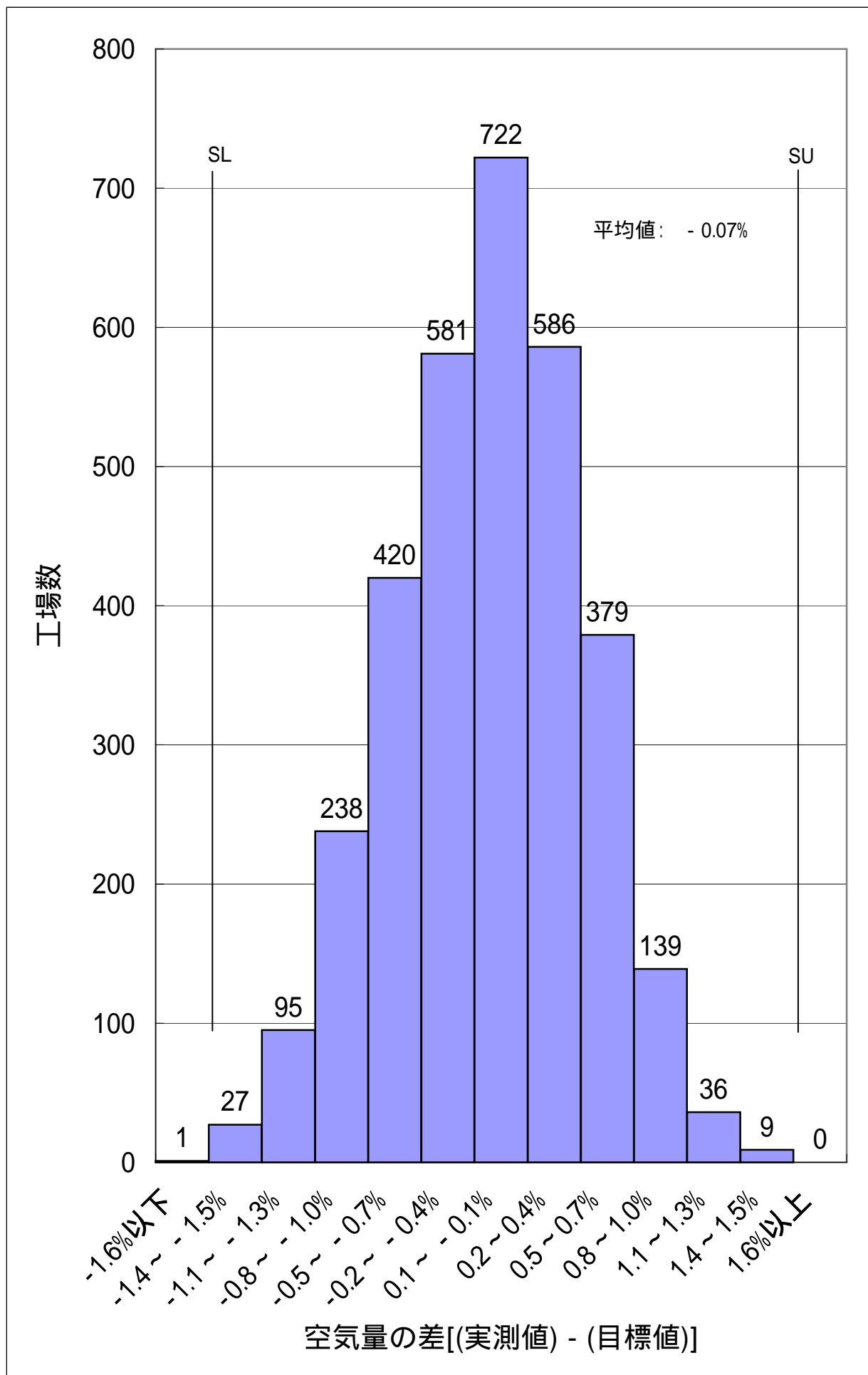


図-8 平成18年度空気量の適合性(実地調査)N=3,233

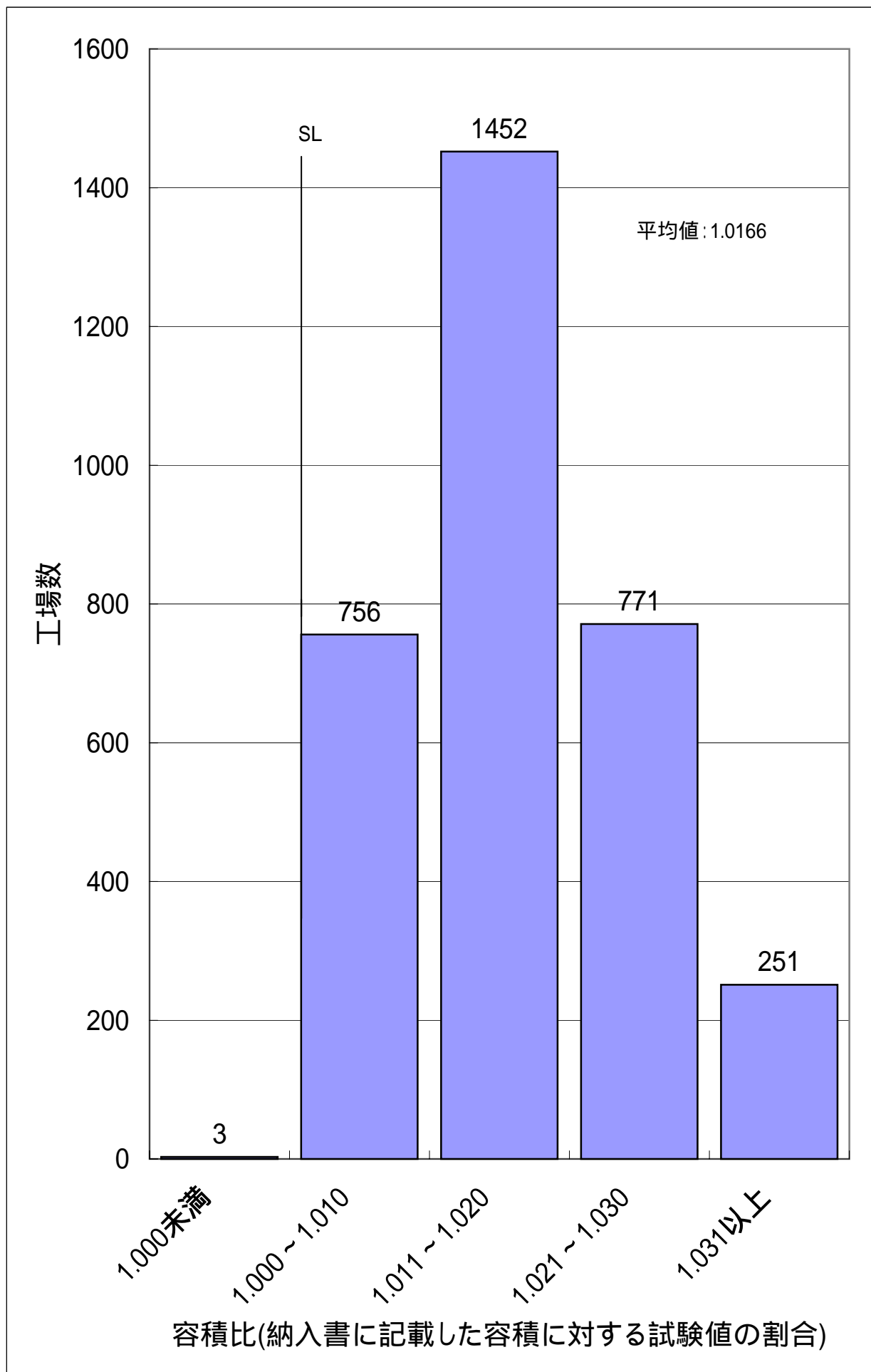
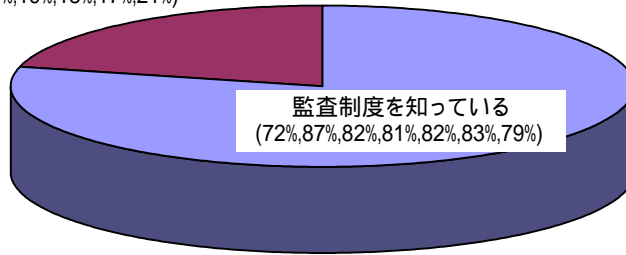


図-9 平成18年度容積の適合性(実地調査) N=3,233

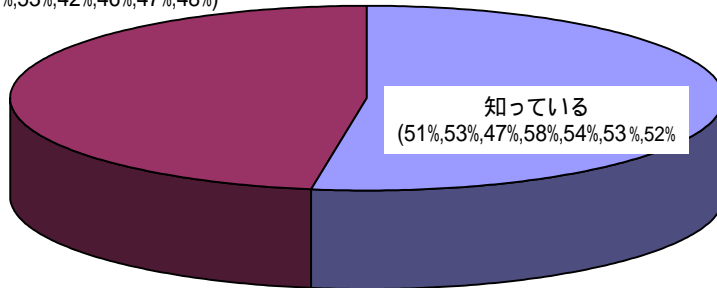
生工業界の品質管理監査制度に対する周知度

知らない
(28%,13%,18%,19%,18%,17%,21%)



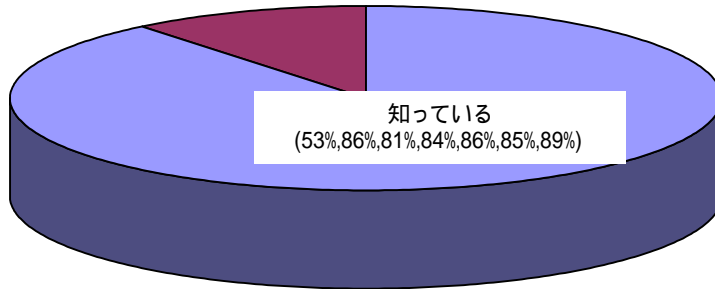
産官学体制で全国で毎年実施

知らない
(49%,47%,53%,42%,46%,47%,48%)



合格証の交付

知らない
(47%,14%,19%,16%,14%,15%,11%)



適マークの交付

知らない
(49%,29%,27%,21%,21%,21%,12%)

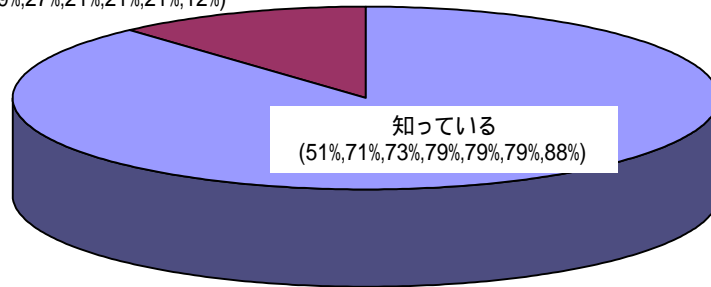


図 - 10 顧客の評価(その1) 全国508の建設業者対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度の割合を示す。

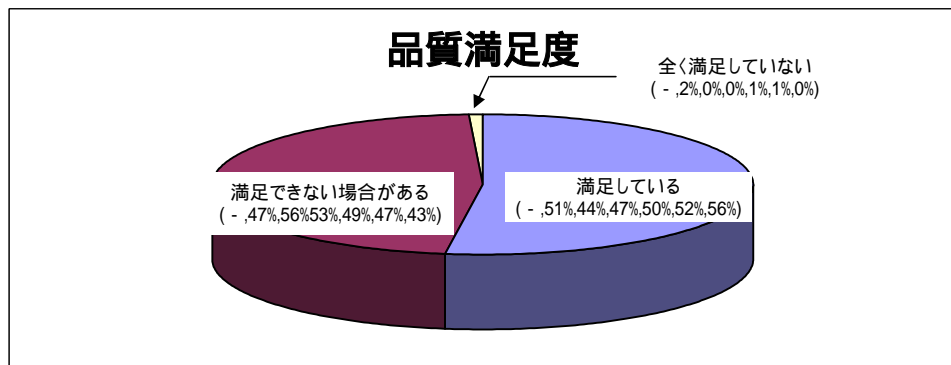
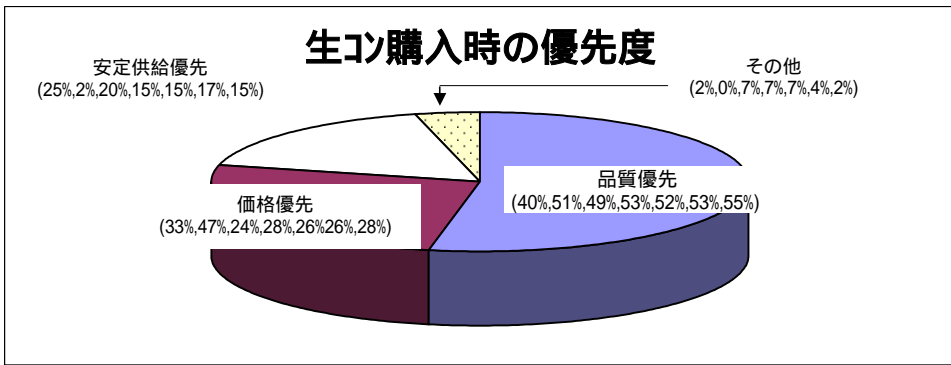
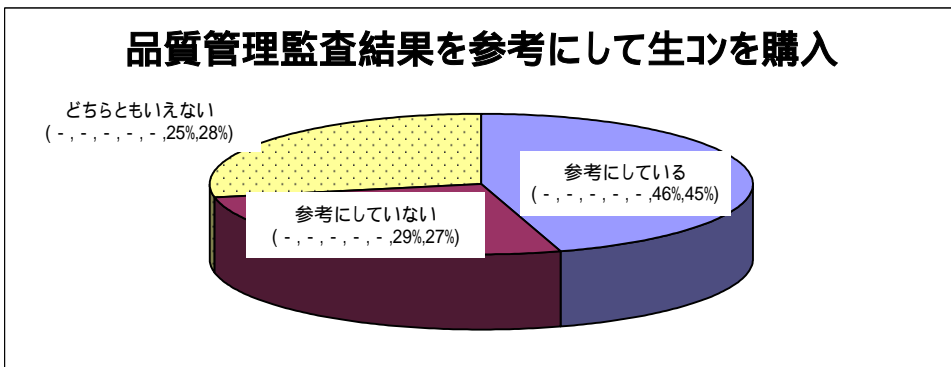
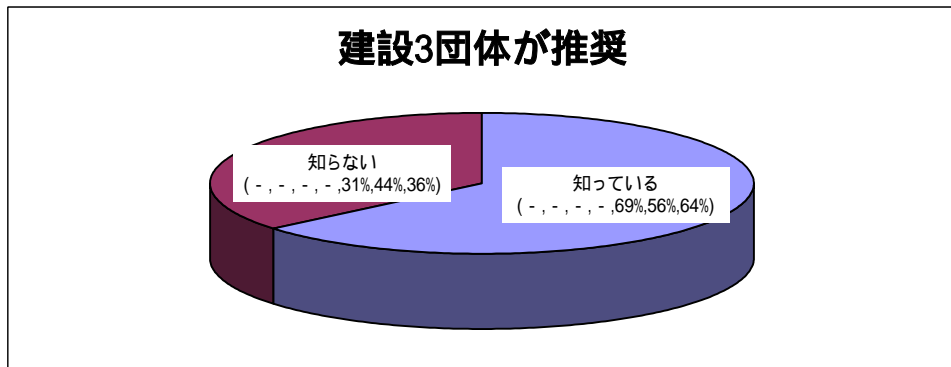
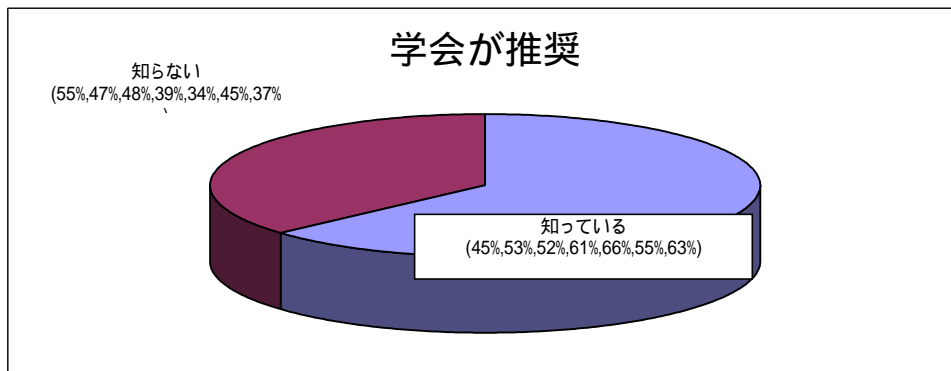


図 - 10 顧客の評価(その2) 全国508の建設業者対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度の割合を示す。

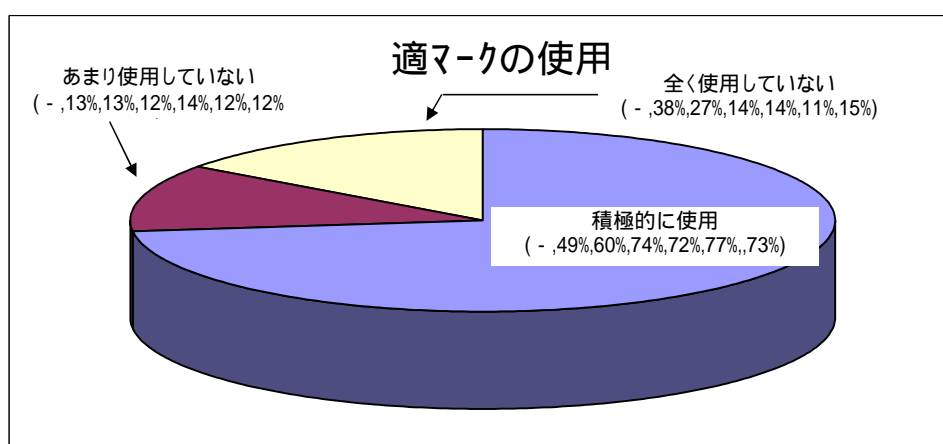
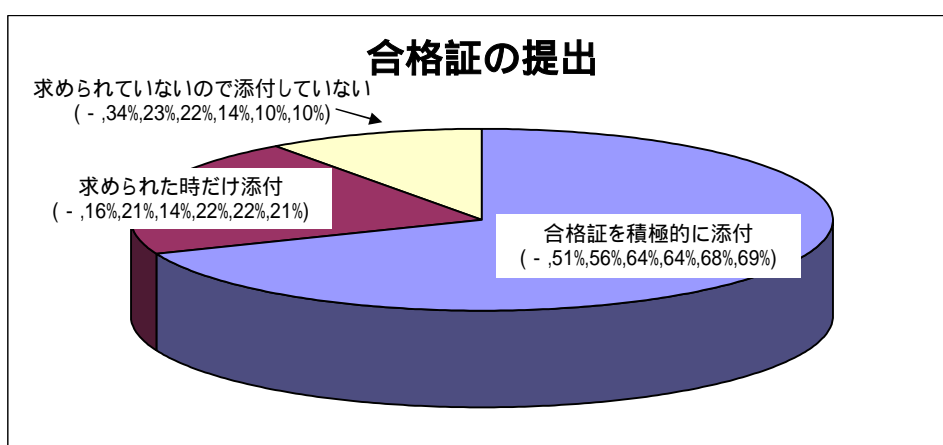
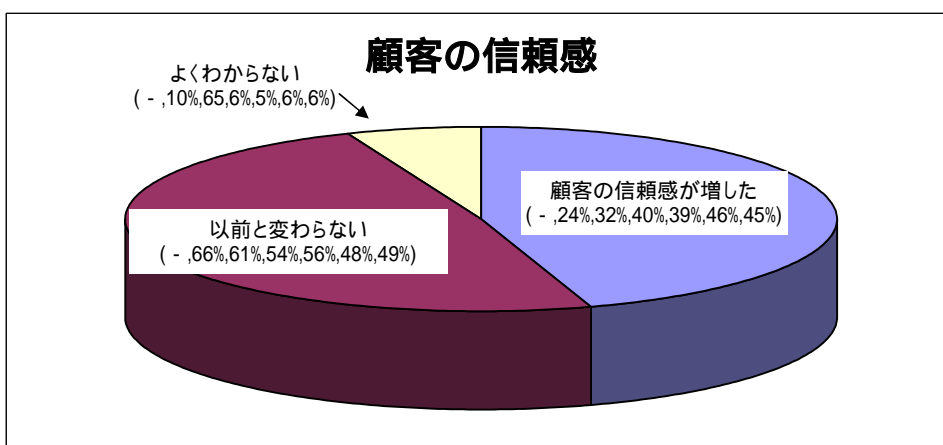
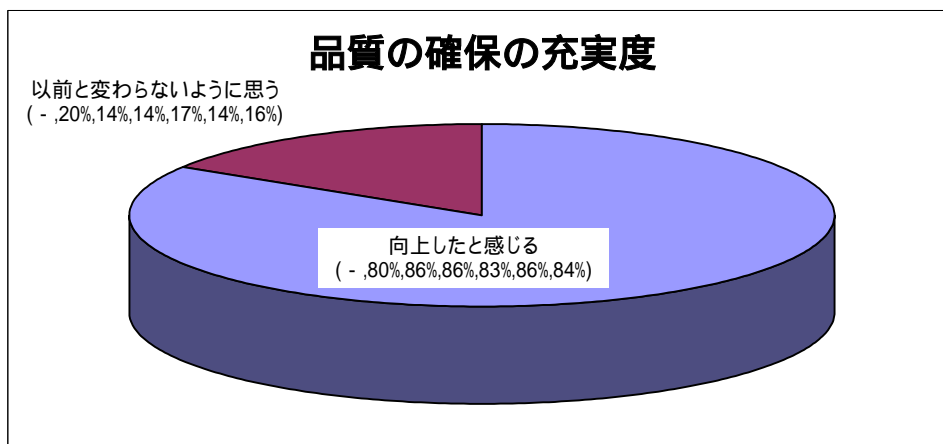


図-11 監査を受審した工場の自己評価 全国766工場対象

数字は左から順に平成12年度,13年度,14年度,15年度,16年度,17年度,18年度の割合を示す。

表 - 11 査察の実施状況

	平成17年度 監査実施工場数	査察実施期間	査察実施 工場数	不適合 工場数	配合修正 工場数	W測定方法
北海道	261	18.07.25 ~ 18.08.10	27			:14, :13
青森	64	18.11.01 ~ 18.11.10	7			:7
秋田	48	18.07.24 ~ 18.07.26	6			:6, :6
岩手	62	18.10.03 ~ 18.10.18	7			:8
山形	55	18.10.03 ~ 18.10.13	8			:8, :8
宮城	58	18.08.07 ~ 18.08.31	7			:7
福島	54	18.07.10 ~ 18.07.18	6			:6
埼玉	74	18.05.11 ~ 18.05.19	10			:10
千葉	67	18.06.05 ~ 18.06.16	7			:7
東京	61	18.05.15 ~ 18.05.25	7			:7, :2, :2, :2, :1
神奈川	68	18.04.25 ~ 18.05.17	27			:9, :17, :1
茨城	43	18.10.26 ~ 18.10.31	5			:5
栃木	38	18.08.22 ~ 18.11.30	12			:12
群馬	48	18.10.10 ~ 18.10.13	9			:9
長野	86	18.05.31 ~ 18.11.16	9			:9
山梨	34	18.09.21 ~ 18.09.06	8			:8
新潟	112	18.10.11 ~ 18.10.31	12			:12
富山	44	18.07.04	5			:5
石川	52	18.06.26 ~ 18.07.04	6			:6
福井	45	18.07.11 ~ 18.07.31	5			:5
静岡	102	18.06.06 ~ 18.06.27	12			:12
岐阜	69	18.04.06 ~ 18.04.27	8			:8
愛知	107	18.04.06 ~ 18.04.27	11			:11
三重	69	18.04.06 ~ 18.04.26	7			:7
滋賀	35	18.04.13 ~ 18.04.26	4			:4, :4
奈良	32	18.05.09 ~ 18.05.10	5			:1, :3, :1
京都	44	18.06.07 ~ 18.06.15	12			:8, :4
大阪兵庫	244	18.05.16 ~	24			:20
和歌山	59	18.06.06 ~ 18.06.09	6			:6
岡山	71	18.06.21 ~ 18.07.06	8			:8
広島	107	18.03.03 ~ 18.03.23	12			:12
山口	55	18.07.25 ~ 18.07.28	6			:6
島根	60	18.10.31	7			:7, :7
鳥取	31	18.07.19 ~ 18.10.18	4		1	:4
徳島	40	18.09.07 ~ 18.10.27	10			:10
香川	35	18.07.10 ~ 18.07.11	4			:4, :4
愛媛	58	18.06.21	6			:6
高知	53	18.07.06 ~ 18.07.28	6			:5, :1
福岡	104	18.08.31 ~ 18.09.14	11			:11
佐賀	26	18.09.06 ~ 18.09.13	3			:3, :3
長崎	83	18.10.24 ~ 18.11.16	9			:9
熊本	76	18.11.13 ~ 18.11.28	8			:8
大分	80	18.05.31 ~ 18.06.01	8			:8
宮崎	65	18.10.03 ~ 18.11.17	65			:65
鹿児島	103	18.09.27 ~ 18.10.27	12			:12
沖縄	46	18.07.01 ~ 18.10.31	5			:5
計	3,228		463		1	

W(単位水量)測定方法: 配合の妥当性確認方法, イアメ-タ法, 高周波加熱法, 静電容量法, 減圧乾燥法, 塩化物

表 - 12 監査制度の有効性評価基準及び評価結果

評価項目		平成 18 年度評価基準			結果	判定
		(良好)	(未だ良好とは言えない)	× (不十分)		
監査基準達成度 (A 評価された割合の総平均値)	総括的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	98.7	
	個別的事項	98%以上	95～98%未満	95%未満	99.7	
	望ましい事項	65%以上	60～65%未満	60%未満	56.9	×
	実地調査	全工場が A 評価	B 評価工場がある	C 評価工場がある	C 評価工場 (6 工場)	×
顧客の周知度(監査制度)		90%以上	80～90%未満	80%未満	79	×
顧客の周知度(合格証)		90%以上	80～90%未満	80%未満	89	
顧客の周知度(適マーク)		90%以上	80～90%未満	80%未満	88	
顧客の満足度(品質)		80%以上	60～80%未満	60%未満	56	×
品質確保の充実度		90%以上	80～90%未満	80%未満	84	
積極的活用(合格証)		80%以上	50～80%未満	50%未満	69	
積極的活用(適マーク)		80%以上	50～80%未満	50%未満	73	
顧客の信頼度		80%以上	50～80%未満	50%未満	45	×
新規の監査希望工場数		10 工場以上	5～9 工場	4 工場以下	22	
学会の優遇措置(適マークに関する記述)		仕様書・示方書の本文	仕様書・示方書の解説	記述なし	仕様書・示方書の解説	
都道府県の優遇措置(合格証又は適マークに関する仕様書・通達などへの記述)		80%以上 (37 地区以上)	50～80%未満 (36 地区～23 地区)	50%未満 (22 地区以下)	41 地区	

注： は監査結果の評価。 ～ は顧客を対象としたアンケート調査結果。 ～ は生産者による自己評価。 は業界の調査結果